

## 外国送金に関するお客さまへのお願い

各金融機関に対して、「外国為替及び外国貿易法」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「米国 OFAC 規制」など、本邦及び各国関連法令・規制に基づく「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策」への対応が世界的に強化されてきていることから、お客さまとの外国送金取引の際は厳格な確認義務が課されています。

そのため当庫では、お客さまとの外国送金取引におきましてはお取引内容のヒアリングや確認書面のご提示をお願いしております。また、ご提示いただきました各書類につきましては、原則写しを頂戴いたします。

なお、当庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただくことがあります。また、追加の確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合がございますので、予めご理解の程お願い申し上げます。

### 記

	外国への送金 (仕向送金)	外国からの送金の受け取り (被仕向送金)
ヒアリング内容	<b>【ご依頼人に関する事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業内容</li><li>・ 取引内容/目的</li><li>・ 業種/職業、売上/年収</li><li>・ 実質的支配者氏名 (法人)</li><li>・ お受取人との関係等</li><li>・ 送金資金の原資</li></ul> <b>【お受取人に関する事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業内容</li><li>・ 実質的支配者英字氏名 (法人)</li></ul>	<b>【お受取人に関する事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ご職業</li><li>・ 事業内容</li><li>・ 取引内容/目的</li><li>・ 原産地、船積地、仕向地</li><li>・ 業種/職業、売上/年収</li><li>・ 実質的支配者氏名 (法人)</li><li>・ ご送金人との関係等</li></ul> <b>【ご送金人に関する事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業内容</li></ul>
書類提示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人確認書類 (運転免許証や在留カード等の顔写真付き書類)</li><li>・ 送金資金の原資について証明する書類 (他行通帳、給与明細等)</li><li>・ 貿易取引の場合、送金目的を確認できる書類 (インボイス、船荷証券、輸出許可通知書、売買契約書、請求書等)</li><li>・ 貿易以外の取引の場合、ご依頼人とお受取人との関係性が確認できる書類</li></ul>	
その他	個人のお客様の場合、マイナンバーを確認できる書類 (個人番号カード、通知カード、個人番号記載のある住民票) のご提示をお願いします。	

(注) 必要に応じご提示いただく書類を追加させて頂く場合がございます。



以上

お問い合わせ先  
資金運用部 外国為替課  
TEL : 073-432-5000 (代表)

令和4年11月